

撮影申請（報道機関）に係る業務フローチャート （本会議・委員会）

本会議・委員会の3日前まで

本会議又は委員会への撮影申請の連絡又届出



申請内容の聞き取り日時の日程調整を行う

本会議（報道機関－議長又は副議長及び議会事務局）

委員会（報道機関－委員長又は副委員長及び議会事務局）



日程調整後

報道機関への内容聞き取り、遵守事項の説明

本会議（報道機関－議長又は副議長及び議会事務局）

委員会（報道機関－委員長又は副委員長及び議会事務局）



議会内協議

本会議・委員会の前日まで



申請者への通知（許可・不許可）、庁内関連部署への連絡